

個人及びチームの登録と移籍に関する規程

(目的)

- 第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という。）の定款第53条による加盟団体である各都道府県を代表するハンドボール協会（以下「各都道府県協会」という。）、全国的に組織されたハンドボール競技団体（以下「連盟」という。）、一般社団法人日本ハンドボールリーグ（以下「JHL」という。）に加盟する個人（以下に定義する。）及びチームの登録と移籍について定める。
2. 本協会が定める規程における「登録した個人または団体」とは、特段の定めがない限り、本規程に則って登録された個人またはチームを指す。

(義務)

- 第2条 本協会の各都道府県協会、連盟もしくはJHLに加盟し、または、これらが主催もしくは共催する大会に参加する個人及びチームは、本規程に定めるところにより、本協会に登録しなければならない。

(区分)

- 第3条 本規程によるチームの区分、個人は次のものとする。

(1) チーム

一般L・・・JHL加盟チーム

一般A・・・JHL加盟チーム以外の年齢制限を設けないチーム

リージョナル・・・JHL加盟チーム以外の年齢制限を設けないチームの中で、
各都道府県協会主催大会のみに参加するチーム

大学・・・全日本学生連盟に加盟するチーム

高等専門学校・・・全国高専ハンドボール連盟に加盟するチーム

高等学校・・・全国高等学校体育連盟ハンドボール部に加盟するチーム

中学校・・・日本中学校体育連盟ハンドボール競技部に加盟するチ
ーム

中学生クラブ・・・中学校区分に属さない中学校に在籍している生徒で構成
されたチーム

小学生・・・小学校に在籍している児童で構成されるチーム

ビーチ・・・ビーチハンドボールの大会に参加するチーム

マスターズ・・・マスターズ委員会主催大会に参加するチーム

(2) 個人

本規程において個人とは、本協会、各都道府県協会または各連盟が主催、共催する大会に参加するチームに所属する、選手及びチーム役員（部長、監督、コーチ、トレーナー、ドクター、マネージャー、主務）並びに各都道府県協会に所属する役員をいう。

2. 本規程による個人登録がなされていなくても、本協会は、日本代表チームの選手

として（ジュニア、ユースを含む。）推薦、指名することができる。

3. 本協会に登録する選手及びチーム役員は、本協会所定の手続きによって、次の各区分の登録をしなければならない。契約競技者・・・そのチームと契約を有しており、当該競技者のハンドボールに係る活動の対価として当該競技者が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける競技者

(1) 非契約競技者・・・契約競技者の定義に当てはまらない競技者

(登録の手続き)

第4条 登録申請を行う者は、本協会の所定の手続きを、指定する期日までに行わなければならない。手続きは、所定の申請（個人・チーム）と、本協会、各都道府県協会及び連盟がそれぞれ定めた登録料を納付した時点で完了するものとする。

(登録)

第5条 本協会は、所定の申請（個人・チーム）と、本協会、各都道府県協会及び連盟がそれぞれ定めた登録料を納付した時点で、当該申請者の個人またはチームとしての登録が完了したものと認める。

2. 原則として、登録年度内における、チーム名の変更は認めない。

(重複登録について)

第6条 選手の登録は、1人1つのチームまでとする。ただし、ビーチと他の区分、マスターズと他の区分のチームについては、重複して登録することができる。

2. チーム役員は、複数のチームに登録できる。ただし、登録料はそれぞれの登録チーム数分がかかるものとする。チーム役員の大会エントリーについては、別途大会規定で定める。

(国民体育大会、その他、特別の選抜チーム、ユース年代の登録の特例)

第7条 国民体育大会その他特別の選抜チーム及びユース年代（中学生）の登録については、別途大会ごとに定める。

(外国籍選手の登録)

第8条 チームは、外国籍の外国人を登録することができる。外国籍の選手の登録については、本協会の登録手続き開始までに、国際ハンドボール連盟（以下「IHF」という。）またはアジアハンドボール連盟（以下「AHF」という。）の規程に基づく移籍手続きが完了していなければならない。

2. 1チームにおける外国籍選手の登録人数は、制限しない。
3. 外国籍選手が出場できる「大会登録」および「試合出場」については、主催者が取り決める。

(申請の期間)

第9条 登録の申請は、原則として、毎年4月1日から5月31日までに行うものとする。

(有効期限)

第10条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(追加登録)

第11条 登録申請期間終了後の個人及びチームの登録は、次の場合に限り随時認める。

- (1) チームを新設したとき
 - (2) 個人をチームに追加登録するとき
2. 登録年度の途中で行う追加及び変更の登録については、当該登録が完了した日の属する登録年度が終了するまで有効とする。

(登録の違反)

第12条 本協会への登録を完了した個人及びチームの登録申請時に虚偽の記述があった場合、または、申請者に本協会に登録するものとしての品位を汚すような行為もしくは本規程への違反があった場合、懲罰員会で調査、検討し理事会にて処分を行う。

(登録料)

第13条 本協会への登録料は、別表1に定める。

2. 選手とチーム役員を兼任する場合は、選手とチーム役員両方の個人登録を行い、双方の登録料を支払わなければならない。
3. 役員及び選手の登録料は、本協会が定める金額以外に、別途各都道府県協会でも定めることができる。

(大会の参加資格)

第14条 本協会に登録していない個人及びチームは、本協会、各都道府県協会、連盟及びJHL主催の公式大会及び試合に参加することができない。ただし、個人で指名された日本代表チーム（ジュニア、ユースを含む。）の選手としての活動はこの限りでない。

(登録抹消)

第15条 登録した個人及びチームが年度内にその活動を停止した時は、当該チームの代表者が、所定の手続きにより、速やかにその登録抹消の手続きを行わなければならない。本協会が指定した手続きによって、登録抹消手続きを行った時点で、登録の効力を失う。

(国内チーム間の移籍)

第16条 本協会に登録した個人は、登録したチームから登録を抹消した上で、本協会の別の登録チーム、あるいは、新たに本協会に登録しようとするチームに追加登録を

行い、移籍することができる。

2. チームを移籍し追加登録の手続きを行った選手は、当該追加登録が完了した日から 3 か月間、当該登録を抹消し、他のチームへの追加登録を行うことはできない。

なお、チームを移籍する選手は、予選を伴うブロック大会、全国大会においては、当該大会の予選会の時点で登録していたチームに限り、試合に参加することができる。予選会終了後の当該ブロック大会・全国大会に、他のチームに移籍して参加することは許されない。

3. 連盟または JHL におけるチームを移籍する選手の取扱いについては、本規程の範囲内において、別途取り決め運用することができる。
4. 移籍先のチームへの追加登録による登録料の支払については、次の通り定める。
 - (1) 異種区分間の移籍の場合は、当該登録料の全額を本協会に支払うものとする。
 - (2) 各都道府県協会または連盟間の移籍の場合は、それぞれが定めた個人登録料を移籍先の都道府県協会または連盟に支払うものとする。

(国際連盟間移籍手続き)

- 第 17 条 本協会への登録選手が、外国連盟の加盟チームに移籍する場合、本協会は、当該外国連盟等からの請求に基づき、当該外国連盟等に対し移籍証明書を発行するものとする。
2. 外国連盟の加盟チームに登録されていた選手が、新たに本協会の加盟チームに移籍し本協会に登録を行う場合、本協会は、移籍先チーム等からの要請に基づき、当該外国連盟に対して、移籍証明書の発行を依頼するものとする。
 3. 外国連盟との手続きは、本協会が行うものとする。
 4. 前 3 項の国際連盟間移籍の手続きは、IHF または AHF の規程に基づくものとする。

(登録証)

- 第 18 条 本協会に登録した個人に対し、登録証を発行する。登録証の取り扱いについては、各大会により定める。
2. 各大会では登録証により個人を特定しなければならない。ただし、JHL については本事項は適用除外とする。

(調停・裁定)

- 第 19 条 本規程に関する紛争または解釈もしくは運用に疑義が生じた場合は、競技・審判本部に諮り審議する。
2. 各種大会登録に関する違反は、大会裁定委員会にて裁定する。

(改正)

- 第 20 条 本規程の改正は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

附則

この規程は、平成 6 年 2 月 12 日から施行する。

平成 7 年 2 月 4 日一部改正

平成 8 年 4 月 1 日一部改正

平成 11 年 4 月 1 日一部改正

平成 16 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

【別表 1】

カテゴリー	チーム (金額)
	個人/役員/学生・生徒・児童役員 (金額)
一般L	チーム(700,000 円) 選手(2,300 円)/役員(2,300 円)
一般A	チーム(35,000 円) 選手(1,600 円)/役員(2,300 円)
リージョナル	チーム(5,000 円) 選手(1,100 円)/役員(2,300 円)
大学	チーム(17,000 円) 選手(1,100 円)/役員(2,300 円)/学生チーム役員(1,100円)
高専・高校	チーム(10,000 円) 選手(800 円)/役員(2,300 円)/生徒チーム役員(800円)
中学校・中学生クラブ	チーム(2,000 円) 選手(800 円)/役員(2,300 円)/生徒チーム役員(800円)
小学生	チーム(2,000 円) 選手(500 円)/役員(2,300 円)/児童チーム役員(500円)
ビーチ	チーム(2,000円) 選手(600円)/役員(600円)
マスターズ	チーム(2,000円) 選手(600円)/役員(600円)

※大学生以下の学生・生徒・児童のチームのチーム役員は選手と同額とする。

※同学校の男女のチームのチーム役員を兼ねる場合には1チーム分の登録料のみ支払う。

※選手とチーム役員を兼任する場合は、選手、チーム役員両方の個人登録

料を支払わなければならない。

※役員、選手の個人登録料は、本協会が定める金額以外に、別途各都道府県協会で定めることができる。